

令和3年度第3回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年6月10日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和3年6月10日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	4番 徳永 章
5番 中嶋 英徳	6番 石井 裕	7番 嶋田 正忠
8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦	10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

3番 坂本 正祐

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
農林水産課	課長補佐	大賀 留美

10. 提 出 議 案

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第7号 許可不要転用届について

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第12号 令和3年度田畑売買価格等について

議案第13号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

その他

吉田事務局長… それでは、ただいまから令和3年度第3回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

初めに、濱北会長から御挨拶をお願いします。

濱北会長… 改めまして、皆さん、おはようございます。

今年は例年になく梅雨入りが早く来たような話がありましたけど、皆さん、麦を作っていらっしゃる方は、ちょうど麦刈りが始まる前ぐらいから梅雨入りがあって、今年は麦刈りに大変苦労されたんじゃないかなというふうに思います。まだ梅雨は明けませんが、今からまた田植の準備やら田植やら忙しくなります。気をつけて頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、コロナの関係も、ワクチンのほうはだんだん注射のほうが行き届いて、少なくなってきたような感じではございますが、まだまだ安心はできないということでございますので、そちらのほうも併せて用心をしていただきたいというふうに思います。

今日は、令和3年度第3回長洲町農業委員会定例会でございます。よろしくをお願いいたします。

吉田事務局長… ありがとうございます。

それでは、本日の出席委員は9名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いします。

濱北会長… それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第7号「許可不要転用届について」、議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第11号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第12号「令和3年度田畑売買価格等について」、議案第13号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、4番徳永委員、5番中嶋委員をお願いをいたします。

早速議事に入ります。

1 ページです。報告第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約

届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長… それでは、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1、2ページ、受付番号が4番から8番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地籍については、議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおり合意解約となっております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますでしょうか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ報告第6号を終わります。

次に進みます。3ページです。

報告第7号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… 報告第7号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の3ページ、受付番号2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。なお、備考欄に許可不要規定を記載しておりますので、御確認ください。申請理由につきましても、議案書記載のとおり送電用電気工作物等の設置のためとなっております。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問はないでしょうか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、報告第7号は終わりです。

次に進みます。4ページです。

議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

吉田事務局長… 報告第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の4ページから7ページ、受付番号6番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地籍については、議案書に記載のとおりです。申請地は長洲町消防団12分団格納庫西側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1ページから2ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積1万8,000㎡、農作業歴40年の経験があり、家族3人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、営農トラック1台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から徒歩で5分程度ということ事です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺は住宅のため、住宅及び住民等に迷惑をかけないように作業し、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従い、地域で活動している環境保全に参加し、区で運営している作井組合での活動に努めるということ事です。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後につきましては2万223㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号6番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員10番、増岡委員にお願いいたします。

増岡委員… この場所は、農地の……。これは3条の分だったですよ。農家の方から農家のほうにということで替わられるだけで、何の問題もないと思われま。きちんとしてくれると思えます。

場所的には6番と7番のほうですね。どうぞ御審議ください。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の平木推進委員に意見を伺います。

平木推進委員… 報告いたします。増岡委員が今、報告されたとおりです。なお現在、譲受人が野菜等を耕作されており、何ら問題はないと思われま。

以上です。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。ないということですので、議案第9号、受付番号6番については、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号6番は原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。8ページ、受付番号7番です。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… それでは、議案書の8ページから9ページになります。受付番号7番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地籍については、議案書に記載のとおりです。申請地は腹栄中学校北側になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の3ページから4ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積3,607㎡、農作業歴20年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植機1台（リース）、コンバイン1台（リース）、営農トラック1台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で5分ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺住民等に迷惑をかけるないように作業し、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従い、地域で定期的に行われている農道・水路の管理作業及び除草作業に積極的に参加し、周辺農家と協力して用水路などの管理に努めるということです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は7,722㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えます。

以上、受付番号7番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員5番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… おはようございます。この場所につきましては、腹栄中学校から北

のほうに行くのと踏切があります。それを左に平原のほうに行く道沿いから中学校のグラウンドの裏側のほうに行く道のほうに入っていくとあるわけでございます。

この圃場につきましては、もう長年、20年ぐらいですかね、地主さんが亡くなられて、こちらのほうにおられませんし、また、前からほかの方が作られてて、もう何人か替わっておられます。

今回、売買ということで、この生産者につきましては、ほかの地区についてもきれいに管理されている生産者でありますし、もう昨日はきれいにすかれておりました。麦の後をですね。

そして、水代関係もずっと水利組合関係に聞いて、どういうふうに支払いをすればいいのかということの確認を取りながらされているようでございますので、何ら問題はないかなと思っております。審議をよろしく願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 中村です。今、詳しく言われたとおりです。別に何の問題もないと思いますので、よろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等がありますか。

はい、どうぞ。

石井委員… 土地のことじゃなくて、機械のことですけど、田植機とコンバインはリースなんですか。これはどんな形態で借ってあるんですか。

中嶋委員… これはリースというか、作業受託でしょう。

石井委員… 受託ね。

中嶋委員… 生産者が多分……。もしかしたらリースの機械を買われて作業をされている。ほかの農家が田植としのはされています。

石井委員… 頼んでしてもらいよると。

中嶋委員… そうです。その機械がもしかしたらリースかもしれません。

石井委員… リースなら場所とらなし、よかけんなどと思ってな。要るときだけ使うて。

中嶋委員… トラックと軽トラックは持つとられますね。田植も多分、来よらずどと思うばってんな。刈るとも多分来よらず。

石井委員… なら、普通はなかかわきたい。田植機とコンバインは家になかわけた

い。

中嶋委員… なかろうと思います。

石井委員… ほんなら よかたいな。

濱北会長… リースもいろいろあるとやなかつですか。

中嶋委員… だけん、それもリースというか、何ちゆうかな、賃借りとか田植と
いうか、そういうのも書くのかと思ってですね。

濱北会長… ほかに何かございませんか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… それでは、採決します。議案第9号、受付番号7番について、原案
のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。議案第9号、受付番号7番
は、原案のとおり決定します。

次に進みます。10ページです。受付番号8番から16番。17番は個別に審
議をいたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… それでは、議案書の10ページから27ページ、ちょっと多いんで
すけれども、受付番号8番から16番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地籍については、議案書に記載の
とおりです。申請地につきましては、やすらぎ斎場付近、国道501号線の
北側になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の5ページ
から22ページですが、併せて御覧になってください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全
部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積3万2,671㎡、
農作業歴9年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後も全ての農
地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、コンバ
イン1台、営農トラック2台を所有されております。

通作距離につきましては、自宅から車で15分程度ということですが。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用
に影響を及ぼすことがないように従事し、農薬等の使用については地域住
民に迷惑をかけないように作業し、農業の維持・発展に関する話合いや活動
への参加、地域での取決めに遵守・協力し、地域で定期的に行われている

水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるといことです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は4万8,189㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号8番から16番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局から説明がありました。補足説明を農業委員5番、中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… 資料の10ページから27ページまでと、説明資料については、5ページから22ページまで。23ページからは別ということですので、22ページまで。これはもう何度か出ておりました、前回も出ております。

やすらぎ斎場のところ、ちょうどサッカーグラウンドがあるところからずっと上のほうに、前回からずっと買われているようでございますので、もう全部その付近が入っておると。

現在、荒れている土地もありますし、また、麦を作られている土地もあります。資料を見てもらうと写真が全部載っておりますので分かりますが、ここは基本的に非常にじゅるい、国道沿いは非常にじゅるいというところで、トラクターで何度か私も入ったことがあるんですけど、じゅるくて上がらんところもあるんですけども、多分、国道からずっと上まで買われるのかなと思いますので、これ1筆止めてもどがんもなりませんので、何の問題はないのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 中村です。今、言われたとおり、ここは本当に水はけが悪くてなかなか売れないような現場です。あとは審議のほうをよろしく願います。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問はありませんか。

もう今回が3回目ですもんね、3月と5月と。ないですか。

増岡委員… 言ってもしょうがないんでしょうけど。

濱北会長… どうぞ、どうぞ。

増岡委員… ここで農作業をするっていうことですけども、目的は違う目的ですよ。

濱北会長… だろうと思います。

増岡委員… ちょっとうわさを聞きましたけど。そういうふうなので、農地、じゆるいから、結局はそれが何億という話も聞くからですね。だから、そういうふうなのを、表向きは農地を買って農作業をするというふうなことにして、実際はどうなるのか。いろんなところを本当は違う目的でされるということが耳に入ってますので、あそこ一帯はみんな判を押すでしょうね。だから、生産性がなくて、農家の人としては売りたいでしょうけれども、ちょっと考えさせられるあれですね。ちょっと疑問に思ったりはしますが、致し方ないのかなって。

濱北会長… 買う人にしてみれば、目的は違うけども、まず買うことが先決だから、今力を入れよる段階だと思うとですよ。まだまだ残っていますから。もう皆さんも内容は知っておられますからですね。

増岡委員… そうですね。残っているところがまた出てくるでしょうね。

濱北会長… 話によると、まだ買うとが半分もいっとらんということで、早く売った人は、まだ田ん中は作ってよかつよ、麦は作ってよかつよと買うた人が言いよるらしかけんですね。まだ先のことですよ。

何かほかにはないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決します。よかですか。

はい の声有

濱北会長… なければ、受付番号8番から16番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。議案第9号、受付番号8番から16番は原案のとおり決定し、許可書を交付いたします。

次に進みます。受付番号17番は、木山委員の事項となりますので、農業委員会法第31条及び長洲町農業委員会会議規則第12条の規定によりまして議事に参与できないため、除席となります。一旦退席をお願いいたします。

木山委員 退室

濱北会長… それでは、事務局より説明を求めます。

吉田事務局長… それでは、議案書の28ページから29ページです。受付番号17番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地はやすらぎ斎場付近、国道501号線の北側になります。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件、機械の所有状況、通作距離、地域との調和要件、役割分担、取得後の下限面積要件につきましては、先ほど説明しました8番から16番と同じでございますので、割愛させていただきます。

以上、受付番号17番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員5番、中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… これは、たぶん、もう委員におられたということで退席だけですので、あとは別に何もないので。

ただ、一つ、このグラウンドはどがんるとかなという気はするんですけども。この土地もじゅるいということでございまして、別に周りをずっと買われておりますので何ら問題はないのかなと思いますので、審議をよろしくをお願いします。

濱北会長… ありがとうございます。中村推進委員、引き続きお願いします。

中村推進委員… 今、言われたように問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

濱北会長… ありがとうございます。事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありましたとおり、この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… なければ採決します。議案第9号、受付番号17番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第9号、受付番号17番は原案のとおり決定し、許可書を交付いたします。

木山委員 入室

濱北会長… 次に進みます。30ページです。

議案第10号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… 議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の30ページから33ページ、受付番号2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。申請地は長洲町地域福祉センターの東側になります。

す。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の25、26ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガスのうち2種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設があるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの融資予約通知書により融資額が事業費と同額のため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年8月1日より着工予定、令和3年12月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲をブロック等のコンクリート構造物で囲む個人住宅建設であるため、周辺農地への日照、通風、耕作等への影響はないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

そのほか、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水枳を8か所に設置し、側溝に放流ということです。

以上、受付番号2番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員10番の増岡委員にお願いいたします。

増岡委員… 10番増岡です。現地を見ましたら、次のページもそうなんですけれども、写真を見られたら分かりますように、農地だったところがもう整地してあります。一応、着工予定は8月1日、許可が出てからするのがあるかも知れないけど、申請を出す前にこのようにもう整地してあるんですね。不動産屋さんにちょっとたちの悪い人がいらっしゃると思います、六栄のほうには。申請をする前に工事着工なんです。

ひどいときには、まだ上水道とかああいうふうなのはしてないですけど、本当を言えば申請して、県知事に行って、許可が下りて初めて取りかかれ

と思うんですけれども、こういうふうに先行して許可も下りないうちから、このようにもう本当に……。見てください。きれいにしてあります。次のところもそうです。ね、委員長。本当にびっくりするぐらい。これだったら農業委員会というのは、本当にどうなんだろうと。普通だったら現状復帰というか、元に戻してくださいって言えるはずなんですよね。

こういうふうなことをするような不動産屋さんで、地主さんは少しでも早く売りたい、お金が入ればいいって不動産屋さん任せであると思うんですけれども、やはり農業委員としては常時やっぱりこういうところを見逃さないで、観察、厳しい目で見ていくことが必要じゃないかと思います。前にこんな甘いんだと思われてしまったのかも分からないけれども、もうちょっと事務局のほうから厳しく注意をしていただきたいと私は思いながら立ち会ったわけです。ほかのところは何ら問題はないと思いますけれども、どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。

城戸推進委員… 推進委員の城戸です。先ほど説明がありましたとおり、この土地はかなり前から工事が進んでいたと思います。補足説明はないと思いますが、農業委員の増岡さんが言われたとおりだと思いますので、審議のほどお願いします。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありましたが、この件について何かほかに質問等はございますか。はい、どうぞ。

中嶋委員… この建設会社については、不動産業もしよんなってかな。前からずっと、今この建設会社は建売住宅というか、家を建ててアパートにしたりとか家を造って売ったりとかされている建設業者ですので、よければ事務局のほうから一言、やはり申請をしてから盛土関係、整地関係はしていただくように注意方のほうをよろしくお願いしときたいと思います。

濱北会長… いいですか、事務局の方。一言だけ。

前田書記… 申請が出てきたときにこういった状態でしたので、その都度その都度、注意喚起のほうはしていきたいと思います。

以上です。

石井委員… ちょっとよかですか。

濱北会長… はい、どうぞ。

石井委員… こういう場合、玉名では許可しなかったという例が何回かあったということだったですもんね。先に造成しとるところは許可せんだって。長洲はどがんか分からんばってんが。

嶋田委員… 今までの例とか何かあつとですか。

吉田事務局長… ちょっと前の例は分からんとですけど、この件については私たちもちょっと、前田書記も言いましたけど、行政書士とかを通して出てくるとですよ、書類は。その都度、行政書士等に対しては、増岡委員がまさにおっしゃるとおりで、出てからするのが普通というところは伝えてはいるんですが、この伝え方もやっぱり、ただ「してくださいね」で通ってしまうとまた次もということになりかねないので、今、石井委員からもあつたとおり、ここの農業委員会で、悪質といったら言い方が悪いですけど、そういう場合は否決することはできつとですよ。委員の皆さんが許可せんと。そういうこともあり得ますよって注意する、次にこうしたらしますよということも言えるとは思いますが、ちょっとその辺りも、私たちがどういふ言い方をするかも含めて会長と相談して、ちょっと強く言うんであれば、そのぐらい言って、次回はこういうことがないようにというふうな条件というとおかしいんですけど、そういった形ですることはできると思います。いずれにせよ、私たちとしても上がってこないと分からないところもありますので、その段階で指導ができるようにしていきたいなというふうにしております。

嶋田委員… 一応、注意というか、農業委員会のほうから出すばってん、それで通ったらそのままなんですよね。

吉田事務局長… 注意はあくまでも注意なので。だけんが、認めるか認めないかというのはここの議決が全てになります。

嶋田委員… これは保留という形はできんとですか。

吉田事務局長… 保留というか、今回どうするかですよ。ここで否決されるのか。そこがここの議決の場になりますので。

増岡委員… ちょっと補足しますけど、私が現場を見たときには、もう資材、木材がちゃんと寸法を打って、ブルーシートで囲ってありました。もう家が建つという感じで、いつでもできるようにもうそこに置いてるんです。

吉田事務局長… ちょっといいですか。だけん、否決した際は、当然それが差止めとか次の行動になってきます。そこは当然、じゃあどういった形になるのかということも含めて御判断いただきたいとは思いますが、当然、

向こうからすると、原状復帰せなにか何とかという話になってくるので、その方向性もここで話し合っていくという形も含めての御判断になります。それだけの権限は持たれていますので、そこを判断をしていただきたいと思いますが、感情論的にただ否決ということじゃなくて、そういうことをやらないと最終的に落とすところをどうするのかなど。また農業委員会に係ってきますので、その判断に基づいて今度はその業者さんとかからいろいろ出てくると思います。そこに対してどうしていくのかというのも含めて対応が出てきます。それも含めて御判断いただければと思います。

中嶋委員… 実質、1筆の田んぼば2筆の田んぼに分筆してある時点で家が建つのかなと分かったと思うとたいな。ばってん、分筆は役場には来んとよね。

吉田事務局長… 当然まだ農転もかかっとらん段階やけん、分筆とかできんけんですね。あくまでも次の議案のほうも一緒です、今出てきとつとが、ここで4軒分ですかね、全部で。という計画書が上がってきています。

中嶋委員… だけんよければ、通さんというともあるやろうばってんが、注意してもらってたい、次回、もしも何かあったときはもう通りませんよって。

吉田事務局長… そのくらい強く委員さんから受けていますということで、私たちも今後そういうことがあれば通りません。

中嶋委員… 結局、農業委員が要るも要らんも関係なかごたっ感じになるけんが、実質的に今回はこういう形で見ますけども、次回についてはもう通りませんっていうことをちょっと強く、文書にでくつとなら文書でもいいし。できんとならば口頭しかなかばってんが。

吉田事務局長… 一遍ちょっとそれは、やっぱり言うた言わんではいけないので、こういう話を受けて、皆さんの同意をいただければ、会長名等で文書を出すという形でいいですか。

中嶋委員… 多分、前からこの人はずっと建設業ばしよらすけんが、まだずっと今からでんしていかすやろうと思うけんが。長洲は緩かつばんて言われるのも、つらかし委員が何もなかごとなるし。

濱北会長… はい、どうぞ。

嶋田委員… 7番、嶋田です。一応、今回こういうふう議案が上がってきた中で今分かったんですけども、大分前から農地を埋め立てされとるわけですよ。基本的に私たちは農地パトロールというのをやっていますよ。その時点で私たちもある程度、そういった農地に対して埋立てとか何とかして

いるところは、上がる前にでも見つけて、そこで勧告注意などもしとかんと、こういう具合になるけんいかんとかないかなと思います。ですから、できれば農地パトロールのときにでも、今、水面下でそういったところがあるかと思えますけども、見つけて注意勧告したらどうでしょうか。

吉田事務局長… ありがとうございます。委員さんの権限の中には当然そこもございませぬ、年1回の調査をしていただきますけど、日頃から農地を、嶋田委員からおっしゃっていただいたようなパトロールをする中で。だからといって毎日毎日全部を見るという話じゃなくて、把握したものについて事務局に対して、ここがこがんなったけれども、これはどがんなったるとかなという質問からでもいいと思います。そういうお声をいただければ、私たちがさっき言ったような特定した地権者等が分かれば、そういった業者さんとかに指導も今後できるのかなということもありますので、もし見つけられたのがあれば、事務局まで御連絡いただくと助かります。ありがとうございます。

濱北会長… 増岡委員からさっきの説明のとき、悪徳業者のごたつ話を聞きましたから、そういうところは特に私は許されんと思うとですよね。

増岡委員… 私は本当に腹が立ってしょうがなかったです。

濱北会長… 今回は出とるけんしよんなかばってん、次からもう通しませんよって、そのくらいは言わんとでけんとかやなかつかなと思います。

増岡委員… 今回はどうしようもなかね。

石井委員… 次回からはもう駄目。

濱北会長… 始末書ば出させんとな。

嶋田委員… 駄目ですよ。委員会の存在意義がのうなってしまう。

増岡委員… 言葉は悪いけど、なめられてるといふか。皆、結託して、だんだんだんだんエスカレートしてきている。

濱北会長… 会長名で文書ば作って。

吉田事務局長… 今いただいた意見と、そもそもいけないことではあるので、それと農業委員会の総会の中でこういった議論が出ているというところを含めて、次回以降そういうことがあればということも明文化してですね。表現のほうは事務局と会長のほうに一任していただいてもいいですか。そのような形で関係する業者さんのほうには通知のほうを出したいと思えます。

濱北会長… ほかにございませぬか。

ありませぬ の声有

濱北会長… それでは、今の件について採決をしていいですか。

はい の声有

濱北会長… 議案第10号、受付番号2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。今んとば条件に・・・。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。受付番号2番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。34ページです。受付番号3番、事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… それでは、議案書の34ページ、35ページ、受付番号3番です。

先ほどの関連のところですが、申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は地域福祉センター東側になります。

評価基準等について御説明いたします。説明資料の27、28ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、建売住宅建築3棟に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育設備、医療施設、その他公共施設または公益的施設があるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書及び代表からの資金貸付証明書により事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年7月10日より着工予定、令和4年3月31日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、建売住宅3棟の建築であり、各筆が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲をブロック等のコンクリート構造物で囲み、建売住宅建築であり規模も小さいため、周辺農地への日照、通風、耕作等への影響はないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するという事です。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分は道路側溝へ放流ということでございます。

以上、受付番号3番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員、また増岡委員にお願いします。

増岡委員… 増岡です。2番と同じなんですけれども、今回不思議なのは、こちらの個人住宅のほうは8月1日から着工予定、今回の土地のほうは7月10日着工予定。この分がすごく早いでしょう。やはり同じように、計画してちゃんと整地してあるんですよ。ということは、自分ところは建設業だから、ぱっぱぱっぱしていきたい。だから早め早めにとということで意図が読めます。

そういうふうなところからして、全然本当に通るものと思ってるんでしょうね。そんなもんだと思ってるんでしょうけどね、やはりそこら辺を含めて……。個人住宅のほうは8月ですよ。それで自分が建築するところは7月10日。そういうふうなところで急いだのかもしれないけれども、やはり許可が下りてからするのが妥当だと思います。ここの建築業者も年々悪質になっていってますね。どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

城戸推進委員… 先ほどの説明のとおりだと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

濱北会長… ありがとうございます。事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について質問はないですか。

この件はさっきの分の件と併せてしてもいいですか。

はい の声有

濱北会長… ありがとうございます。それでは採決をします。受付番号3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。今回に限りですね。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第10号、受付番号3番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。36ページです。受付番号4番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

吉田事務局長… それでは、議案書の36、37ページ、受付番号4番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。申請地は長洲小学校東側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の29、30ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、宅地分譲地建設に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年8月1日より着工予定、令和4年6月30日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、4区画分の宅地分譲地及び通路を建設するもので、各区画が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有するものについては、おられません。

周辺農地等に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の周りは宅地化しており、建物も建築基準法にのっとり敷地境界から後退して建築するため、近隣農地への日照、通風、耕作への影響はないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するというところでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は宅地部分は自然浸透、通路部分は水路に流すということでございます。

以上、受付番号4番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員8番の宮本委員にお願いします。

宮本委員… 宮本です。長洲小学校の東側に当たります。先々月でしたか、1件申請があった隣の畑になると思うんですけど、周りは住宅が建ち並んでおりまして、何ら問題はないかと思われまして。審議のほどよろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の濱崎推進委

員に意見を伺います。

濱崎推進委員… 推進委員の濱崎です。周辺はもう住宅地になっていますので、問題ないかと思えます。審議をお願いします。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をします。議案第10号、受付番号4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。議案第10号、受付番号4番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。38ページです。

議案第11号、「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長… それでは、議案第11号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

ちょっとすみません、こちらは別冊のほうを使います。39ページ以降は別冊のほうで説明させていただきます。

今回の申請につきましては、39ページが総括表となり、2021年の期間ごとの総括になります。

40ページが今回の借手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。

詳細につきましては、41ページから43ページ、賃借権が65件、139筆、14万8,149㎡。44ページ、使用貸借権6件、11筆、6,723㎡。45ページ、期間借地権4件、6筆、3,959㎡。46～47ページ、所有権移転1件、4筆、5,522㎡となっております。

以上、議案第11号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

中嶋委員… これは、俺は退席せんでよかつかな。

吉田事務局長… 3条とかの権限の移動じゃなかけんが。これは集積計画（案）

の全体のお話なので。

中嶋委員… いやいや、俺は売買のつのがあっじゃんね。

吉田事務局長… ですが、今回の案件はあくまでも利用集積計画（案）としての話なので、これは法律上、町長部局から農業委員会に意見ば聞いて定めるというものなので大丈夫です。これそのものが売り買いの案件なんです。

中嶋委員… ばってん、売り買いは売り買いたいね。

吉田事務局長… そうなんですけど、全体としてということで大丈夫です。

濱北会長… ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決します。議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。議案第11号は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、48ページです。

議案第12号、「令和3年度田畑売買価格等について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… 議案第12号、令和3年度田畑売買価格等について審議する必要がございますので、さきのとおり提出し、内容をお諮りするものです。

議案書の48ページから56ページ、令和3年田畑売買価格等についてということで、農業委員会系統組織における基礎資料の一つとして、毎年、田畑の売買等に関する調査が実施をされております。今回、令和3年度田畑売買価格等についての御審議をいただきたいと思います。

調査票につきましては、現在の長洲町の4つの旧町村名で作成する必要がありますので、議案書の49ページ、50ページが旧六栄村、51、52ページが旧腹赤村、53、54ページが旧長洲町、55、56ページが旧清里村の4地区で構成をされています。

調査項目につきましては、Ⅰの耕作目的の売買価格として、農用地区域の田畑、農用地区域外の田畑、青地の田畑と白地の田畑に分かれております。各項目につきましては、基準となる筆を設定し、固定資産評価額と大まかな売買価格を記載しております。

続きまして、Ⅱの使用目的変更（転用）売買価格につきましては、令和2年に転用申請のあったものにつきまして、そこでの売買価格を参考に記

載をしています。あくまでも売買価格はこれまでの平均的なものですので、実際は売買の当事者間で決められております。参考程度だという形で認識していただければと思います。

以上、簡単ですが、議案第12号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… 全員賛成です。議案第12号は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、57ページです。

今日の最後になります。議案第13号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長… 議案第13号、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会事務の実施状況等を公表する必要がございますので、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものです。

まず、農業委員会等に関する法律第37条で、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表することとなっております。

58ページから65ページに、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価について記載をさせていただいております。

まず、農業委員会の状況として、令和3年3月31日現在で、長洲町の農業の概要及び農業委員会体制を記載しております。

面積統計などの数字につきましては、農林業センサス、5年に1回行われておりますが、農林業センサスなどを基に記載しております。

続きまして、59ページの担い手への農地の利用集積・集約化についてです。

1の現状と課題につきましては、令和2年度末の状況を記載しております。

2の令和2年度の目標及び実績については、年度末に実施されております担い手への農地利用集積状況調査の結果を記載しております。

3及び4につきましては、目標達成に向けた活動計画、実績、評価等を記載しています。

続きまして60ページになりますが、Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、新規参入はありませんでしたので、全てゼロとなっております。

続いて、Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、昨年度の実績に基づきまして記載をしております。

続いて、Ⅴの違反転用への適正な対応につきましての、現在の長洲町の状況を記載しております。

続きまして、Ⅵ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、令和2年度において、農地法第3条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務について実績を記載しております。

次のページにつきましては、農地所有適格法人関係、情報提供関係の実績になります。

Ⅶ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、特にございませんでした。

最後にⅧの事務の実施状況及び公表等については、議事録に議事録署名委員から署名をいただいた後、長洲町ホームページで公表を行っております。

また、活動計画の点検・評価の公表につきましては、この内容を御審議いただき、お諮りいただいた後に長洲町ホームページで公表する予定でございます。

続きまして、議案書の66ページです。こちらからは令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。

Ⅰの農業委員会の状況につきましては、令和2年度末の状況と同じ数字を記載させていただいています。

続きまして、Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、令和2年度末の結果を踏まえまして、これまでの状況を記載しております。

令和3年度の目標面積につきましては、最適化の指針にて令和8年度末に担い手への農地集積面積を430haと設定しております。現状値で421haを集積していることから、さらなる集積を目標とした数値にしております。

続きまして、Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

現状及び課題については、これまでの状況を記載しております。

令和3年度の目標として、1、経営体、面積目標は農地法3条の下限面

積要件0.3haを記載しております。

続きまして、Ⅳ、遊休農地に関する措置でございます。

まず、現在の状況を記載しています。続きまして目標です。対象面積につきましては、県が前年度面積の0.06%を目標面積と設定していることから、現在の長洲町の状況について、そちらの数字を参考に算出をしております。

また、活動計画につきましては、皆様にはこれから農地利用状況調査をお願いすることとなりますが、お忙しい中よろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後になります。Ⅴ、違反転用への適正な対応につきましては、現在の状況と今後の計画として、違反転用解消に向けて取り組んでいく予定でございます。

以上、議案第13号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。先ほどいろいろありましたけど、ここに違反転用の問題が出ていますので、しっかり進めていきたいというふうに思います。

この件について、何か質問等はございますか。

土山委員… 毎年思うけど、違反転用についてはこのくらいの数字？ まだあつとだろう、実際は。0.02haって、まだあるとやろう、実際は。そして、これが県に出しよるわけ。

前田書記… 解消してない数字です。

土山委員… そして、県は何も言うてこんわけたい。少ないですねっていうだけ。

濱北会長… いいですか。ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長… それでは、採決をいたします。賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定し、公表いたします。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから何か。その他の件でもいいです、質問等があれば。

(その他事務局説明)

濱北会長… それでは、これもちまして令和3年度第3回長洲町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

吉田事務局長… 起立。礼。

閉会 (終了 午前11時27分)